

提出内容

受付番号： 495240032000040669
提出日時： 2024年6月21日13時17分

案件番号： 495240032
案件名： 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案（仮称）に関する御意見の募集について
所管省庁・部局名等： 厚生労働省保険局国民健康保険課 電話： 03-5253-1111
意見・情報受付開始日時： 2024年5月24日22時0分
意見・情報受付締切日時： 2024年6月23日0時0分

郵便番号： 540-0026
住所： 大阪府大阪市中央区内本町2-1-19-430
氏名： 全大阪消費者団体連絡会 事務局長 米田覚
連絡先電話番号： 06-6941-3745
連絡先メールアドレス： shoudanren@osakacon.org

提出意見：
保険者に発行・交付の義務が課せられている現行の健康保険証は、途切れることなく保険証が保険者の手元にあることで「国民皆保険制度」を実現するツールとしての機能を発揮してきた。
その健康保険証を、個人の意思で申請して任意に取得し、5年毎にシリアルナンバーの更新手続きも必要となるマイナンバーカードと一体化すること自体、受療権（医療を受ける権利）を侵害するものである。性格の異なる二つを統合することが根本的なひずみを生んでおり、マイナンバーカード取得を事実上強制することにもなりかねない。
マイナンバーカードの申請はあくまで「任意」であることに鑑み、現行健康保険証を存続させることを強く求める。